

一部事務組合の概略（継続協議中の項目）

- 1 名称（規約第 1 条関係）
岩手県央広域環境組合（仮称）
- 2 構成団体（規約第 2 条関係）
盛岡市，八幡平市，滝沢市，雫石町，葛巻町，岩手町，紫波町，矢巾町
- 3 共同処理する事務（規約第 3 条関係）
 - (1) 組合で広域処理するごみの種類
可燃ごみ
 - (2) 組合で共同処理する事務
 - ・ごみ処理計画の策定（構成団体が策定するものを除く。）
 - ・新たなごみ焼却施設の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務
 - (3) 組合設立後の構成団体の処理する事務
 - ・各市町のごみ処理計画の策定
 - ・新たなごみ焼却施設供用までの各市町の可燃ごみの処理
 - ・各市町のごみの収集運搬
 - ・各市町のごみの中間処理（資源化・破砕処理等）
 - ・各市町のごみの最終処分
- 4 事務所の位置（規約第 4 条関係）
盛岡市内に置く。
- 5 議会の組織及び議員の選挙方法（規約第 5 条～第 9 条関係）
 - (1) 定数
 - (2) 報酬
報酬額：議長，副議長，議員
費用弁償：交通費等
 - (3) 選出方法
構成団体の議会がその議員の中から選挙する。
 - (4) 任期
構成団体の議会の議員の任期とする。
 - (5) 開催内容
定例会 2 回
- 6 組織（規約第 10 条～第 14 条関係）
 - 管理者
 - (1) 概要
事務：一部事務組合を代表し，実施する事業を総理する。
身分：特別職
 - (2) 選任方法
 - (3) 任期
当該構成団体の長の任期

組合設立当初の設定

(4) 報酬

報酬額 :

費用弁償：交通費等

■副管理者

(1) 概要

事務：管理者を補佐し，管理者に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

身分：特別職

定数：

(2) 選任方法

(3) 任期

当該構成団体の長の任期

(4) 報酬

報酬額 :

費用弁償：交通費等

■職員

(1) 行政職員 構成団体からの派遣職員で対応する。

市は固定制，町は輪番制で派遣する。派遣期間は2年。

給与の支払いは派遣元で支給する。

(2) 技能職員 必要に応じて，派遣，もしくはプロパー等で対応する。

(3) 福利厚生，勤務時間，休暇・休業制度及び人事評価制度など

■会計管理者

(1) 概要

事務：一部事務組合の会計事務をつかさどる。

身分：一般職員

(2) 選任方法

管理者の属する市町の会計管理者

■監査委員

(1) 概要

事務：一部事務組合の事務の執行の監査等

身分：特別職

定数：

任期：識見は4年，議員は議員の任期

選任：管理者が，組合議会の同意を得て，識見を有する者のうちから1人及び議員のうちから1人を選任する。

(2) 報酬

報酬額 :

費用弁償：交通費等

(3) 監査の内容

一般監査：財務監査

特別監査：住民の直接請求等

その他：決算審査・例月現金出納検査等

■公平委員会

(1) 概要

職員の勤務条件に関する措置要求等を審査する。

(2) 体制

■その他設置附属機関

(1) 情報公開・個人情報保護審査会

(2) 情報公開・個人情報保護審議会

7 経費の支弁方法

■負担区分

均等割：ごみを広域処理するための経費を、構成団体に均等に負担する割合

人口割：将来にわたって住民の衛生環境を守り、ごみを安全に安定して処理するために、構成団体の人口に応じて負担する割合

利用割：構成団体の搬入したごみの量に応じて負担する割合

■負担割合

(1) 建設費

ア ごみ処理施設供用開始の前日までのごみ処理施設建設に係る経費

イ アの期間内に借り入れた地方債等に係る元利償還金

(2) 維持管理費

ごみ処理施設供用開始以後の経費

(3) その他協議が必要となる経費

ア ごみ処理施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費

イ 規約の定めにより難い事由が生じた経費

8 附則

(1) 規約施行日（組合設立日）

(2) 規約施行前において、許可の日以降から規約施行日までの間に準備行為が行えるように規定する。

9 協定書

構成団体において、ごみ処理広域化の実施にあたり協定書を締結する。

協定書に規定する協議事項

1 ごみ処理に関する課題

2 組合に関する課題

3 経費の支弁の方法の見直し

一部事務組合立上げ段階の組織図（案）

